

# 令和7年度第2回丸亀市国民健康保険運営協議会次第

令和7年12月18日（木）午後2時00分～  
丸亀市役所 本庁舎 303・304会議室

1. 開 会
2. 会長あいさつ
3. 会議録署名委員の指名
4. 議 事  
    (1) 子ども・子育て支援金について
5. その他
6. 閉 会

【資料1】

# 子ども・子育て支援金の 賦課方式・税率等について

諮問第1号

「令和8年度丸亀市国民健康保険税の見直し」について

## 1. 子ども・子育て支援金制度の概要（前回の振り返り）

- ・ 子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組みとして令和8年度から子ども・子育て支援金制度が創設される
- ・ 子ども・子育て支援金は、少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体が負担する
- ・ 医療保険者が被保険者から医療保険料とあわせて徴収し、支援納付金として納める
- ・ 支援納付金対象費用（児童手当の拡充・妊婦支援給付金・子ども誰でも通園制度など）の財源となる
- ・ 子ども・子育て支援金制度は、令和8年度から令和10年度にかけて段階的に構築され、被保険者の負担は、毎年上昇する（現時点では、令和10年度以降、増額予定なし）

## 2. 諮問第1号の内容

- 丸亀市国民健康保険条例第3条、丸亀市国民健康保険運営協議会規則第2条の規定に基づき、子ども・子育て支援金にかかる賦課方式・税率等について意見を求める  
**(ポイント)**
- ・ 令和8年度以降、丸亀市国民健康保険において、子ども・子育て支援金を賦課・徴収する必要がある
- ・ 被保険者から徴収する子ども・子育て支援金の賦課方式・税率等を設定する必要がある

### 3. 賦課方式について

#### (1) 丸亀市国民健康保険税における賦課方式

○3方式 (①所得割・③均等割・④平等割) を採用している

【応能割】

①所得割：加入している人の前年中(1月～12月)の所得に応じて計算されるもの(%)

②資産割：世帯の被保険者の資産に応じて計算されるもの(%) ←H30年度から廃止

【応益割】

③均等割：加入者1人あたりに定額でかかるもの(円)

④平等割：1世帯毎に定額でかかるもの(円)

#### (2) 18歳以上均等割について (新設) 子ども・子育て支援金独自のもの (参考資料①)

・子どもがいる世帯の負担が増えないよう、18歳以降の最初の3月31日以前の子どもにかかる均等割額は、全額、軽減される。

・軽減された均等割額については、公費による低所得者軽減等(※)を控除したうえで、**その残額を18歳以上の被保険者に賦課する。**

※低所得者軽減等

①低所得者軽減：前年(1月～12月)の所得が一定金額以下の世帯に対し、税額の負担を軽減するもので、均等割と平等割ついて、7割・5割・又は2割を軽減する

②未就学児に係る軽減：未就学児(小学校入学前の子ども)にかかる均等割額の2分の1を軽減する  
低所得者軽減が適用される世帯は、軽減後の均等割の2分の1を軽減する

### (3) 子ども・子育て支援金における賦課方式

#### 〇3方式（所得割・均等割・平等割）といたしたい。

(注) 均等割は、「全被保険者にかかるもの」「18歳以上被保険者にかかるもの」の2種類となる  
(理由)

- ・ 現行の丸亀市国民健康保険税が3方式であること
- ・ 第2期香川県国民健康保険運営方針において、算定方式について「保険料水準の統一までの間における標準的な保険料率の算定方式は、3方式（均等割・平等割・所得割）とする」としていること

## 4. 令和8年度税率等について

(1) 令和8年度子ども・子育て支援納付金額と標準保険料率(県からの仮算定通知：11月17日)

① 子ども・子育て支援納付金額 **52,859,945円**

※上記の支援納付金を、丸亀市国民健康保険特別会計から県へ納付する

② 標準保険料率

(所得割) **0.24%** / (均等割) **1,023円** / (18歳以上均等割) **52円** / (平等割) **661円**

★上記の税率を採用した場合の世帯別賦課状況（参考資料②）

【標準保険料率とは】

- ・ 県へ納付する国保事業費納付金等の算定から算出された、**市町が目安とするあるべき保険料の水準を表すもの**
- ・ 国民健康保険法第82条の3第3項に基づき、県が市に通知する（仮算定：11月中旬 / 本算定：1月中旬）

(2) 令和8年度子ども・子育て支援金の税率等について

○令和8年度子ども・子育て支援金の税率等は、香川県から通知される標準保険料率（本算定分）といたしたい。

（理由）

・標準保険料率は、各市町に配分された事業費納付金を払うために必要な、各市町の算定基準に基づき保険料率であるため

(3) 子ども・子育て支援金の賦課限度額

・子ども・子育て支援金の賦課限度額は、地方税法の規定に基づき地方税法施行令で示される

（賦課限度額設定に関する国の方針）

・令和8年度子ども・子育て支援納付金総額（国の令和8年度予算編成過程で決定）を踏まえて設定  
・被用者保険におけるルールとのバランスを考慮し、超過世帯割合が概ね0.5～1.5%の間となるように決定

## 5. 今後のスケジュール

令和8年1月中旬 県から本算定通知(事業費納付金・標準保険料率)

令和8年1月下旬 第3回丸亀市国民健康保険運営協議会を開催

令和8年3月 丸亀市国民健康保険条例改正案を丸亀市議会3月定例会に提出予定



# 令和8年度 子ども・子育て支援金世帯別賦課状況

## 参考資料②

※R8年度改正の可能性あり

所得割	0.24 %
均等割	1,023 円
18歳以上均等割	52 円
平等割	661 円

法定軽減	区分	軽減の対象となる基準所得(擬制世帯主を含む)
均等割	7割軽減	43万円+10万円×(A-1)以下
+	5割軽減	43万円+10万円×(A-1)+(30.5万円×被保険者数)
平等割	2割軽減	43万円+10万円×(A-1)+(56.0万円×被保険者数)

賦課限度額 円 ← 未定

※給与所得者・公的年金所得者(A)が二人以上いる場合  
人数に応じて軽減判定基準所得に10万円加算する。(Aには擬制世帯主も含まれる。)

(例1-1) 課税所得なし(1人世帯) 18歳以上65歳未満(給与のみ)、又は65歳以上75歳未満(年金のみ)  
合計所得金額 43万円以下 108万円以下、又は年金収入 153万円以下  
所得割算定基礎額 ¥0

所得割	0	均等割	306	18歳以上均等割	15	平等割	198	合計	500
※7割軽減									

(例1-3) 課税所得あり(1人世帯) 65歳以上75歳未満  
合計所得金額 90万円 (年金収入 200万円)  
所得割算定基礎額 ¥470,000

所得割	1,128	均等割	818	18歳以上均等割	41	平等割	528	合計	2,500
※2割軽減									

(例2-1) 課税所得なし(夫婦2人世帯) 夫婦ともに18歳以上(給与のみ)  
又は夫婦ともに65歳以上75歳未満(年金のみ)  
二人の合計所得金額 43万円以下 (夫婦の給与収入 108万円以下、又は年金収入 153万円以下)  
所得割算定基礎額 ¥0

所得割	0	均等割	613	18歳以上均等割	31	平等割	198	合計	800
※7割軽減									

(例2-3) 課税所得あり(夫婦2人世帯) 夫67歳、妻62歳の場合  
所得割算定基礎額 ¥640,000 (夫：年金収入 175万円 (合計所得金額 65万円) )  
(妻：給与収入 150万円 (合計所得金額 85万円) )

所得割	1,536	均等割	1,636	18歳以上均等割	83	平等割	528	合計	3,700
※2割軽減									

(例3-1) 課税所得なし(夫婦2人・子ども1人(18歳未満) 3人世帯) 夫婦ともに18歳以上65歳未満  
三人の合計所得金額 43万円以下 (世帯全員：給与収入 108万円以下)  
所得割算定基礎額 ¥0

所得割	0	均等割	613	18歳以上均等割	31	平等割	198	合計	800
※7割軽減									

(例3-3) 課税所得あり(夫婦2人・子ども1人(18歳未満) の3人世帯) 夫婦ともに18歳以上65歳未満  
所得割算定基礎額 ¥1,190,000 (夫：給与収入 190万円 (合計所得金額 125万円) )  
(妻：給与収入 145万円 (合計所得金額 80万円) )

所得割	2,856	均等割	1,636	18歳以上均等割	83	平等割	528	合計	5,100
※2割軽減									

(例1-2) 課税所得あり(1人世帯) 18歳以上65歳未満  
合計所得金額 55万円 (給与収入 120万円)  
所得割算定基礎額 ¥120,000

所得割	288	均等割	511	18歳以上均等割	26	平等割	330	合計	1,100
※5割軽減									

(例1-4) 課税所得あり(1人世帯) 18歳以上65歳未満  
合計所得金額 500万円 (営業所得 500万円)  
所得割算定基礎額 ¥4,570,000

所得割	10,968	均等割	1,023	18歳以上均等割	52	平等割	661	合計	12,700
※軽減なし									

(例2-2) 課税所得あり(夫婦2人世帯) 夫婦ともに18歳以上65歳未満  
所得割算定基礎額 ¥120,000 (夫：給与収入 120万円 (合計所得金額 55万円) )  
(妻：給与収入 90万円 (合計所得金額 25万円) )

所得割	288	均等割	1,023	18歳以上均等割	52	平等割	330	合計	1,600
※5割軽減									

(例2-4) 課税所得あり(夫婦2人世帯) 夫婦ともに18歳以上65歳未満  
所得割算定基礎額 ¥2,570,000 (夫：営業所得 300万円 (合計所得金額 300万円) )  
(妻：収入なし (合計所得金額 0円) )

所得割	6,168	均等割	2,046	18歳以上均等割	104	平等割	661	合計	8,900
※軽減なし									

(例3-2) 課税所得あり(夫婦2人・子ども1人(18歳未満) 3人世帯) 夫婦ともに18歳以上65歳未満  
所得割算定基礎額 ¥770,000 (夫：営業所得 120万円 (合計所得金額 120万円) )  
(妻：収入なし (合計所得金額 0円) )

所得割	1,848	均等割	1,023	18歳以上均等割	52	平等割	330	合計	3,200
※5割軽減									

(例3-4) 課税所得あり(夫婦2人・子ども1人(18歳未満) の3人世帯) 夫婦ともに18歳以上65歳未満  
所得割算定基礎額 ¥3,920,000 (夫：給与収入 400万円 (合計所得金額 276万円) )  
(妻：給与収入 300万円 (合計所得金額 202万円) )

所得割	9,408	均等割	2,046	18歳以上均等割	104	平等割	661	合計	12,200
※軽減なし									